

本学在学中は、中津川工業高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、校訓「誠実・信頼」を生活の基本とし個々の目標を達成させよう。

あらゆる機会に望ましい人間関係を築くよう努力し、学習・部活動に積極的に取り組み、豊かで実り多い高校生活にしよう。

青年は成長の過程で悩んだり、迷ったりすることがあるものだが、友達や先生との語らいや、かけがえのない生命を大切にすることを通して、困難に立ち向かう力を養おう。

1 生活態度について

- (1) 充実した高校生活を送るため、自主的に規律ある行動をとる。
- (2) 言葉づかいは正しく、挨拶は明るくし、礼儀を失しないようにする。
- (3) 始業時から下校時まで定められた時間を守り、無断で校外に出ない。
- (4) 体育・実習などで教室を離れる時は、貴重品袋を使用する。
- (5) パン・お弁当・飲料等の購入は所定の時間内にする。
- (6) 休業日に登校する時や、研修・試合等で本校生徒として行動する場合は制服等定められた服装とする。

2 服装・身だしなみについて

- (1) 制服は以下の①②のいずれかとする。
 - ① 黒色の制服を着用し、右襟に指定の校章、左襟に指定の科章を付ける。夏期は学校指定の開襟シャツおよびカッターシャツとする。上着の丈、ズボンの裾幅は極端な長短や、太細としない。
 - ② 紺色テーラー襟スーツ、スカート（又は希望がある場合は、紺色系スラックス）、白ブラウスに紺色ネクタイ着用とする。校章、科章を左胸に付ける。夏期は学校指定のものとする。
- (2) 服装について、夏期とは原則6月1日より9月30日までを基準とする。ただし、気候に応じて移行期間を設ける。
- (3) 冬期に防寒着の必要な者は、華美な色や形の物は避け機能を重視する。なお、室内では着用しない。
- (4) 制服は(1)①の場合、標準学生服とする。
- (5) 靴は極端に派手な物や高価な物は避ける。
- (6) 上履は、学校指定のもので、HR・氏名を記入する。
- (7) カバンは、教科書等の入る大きさで、登校する時は必ず持ってくる。
- (8) 髪は加工を加えず、端整かつ、清潔さを心がける。
以上の各項について、やむを得ない事情で規定外の服装等が必要な場合は、柔軟に対応するのでHRTを通して生徒指導部に相談する。

3 交通安全について

自分のみならず、全ての人の生命の安全を第一に考え、交通ルールを守り、交通安全に努める。

- (1) 四ない運動を厳守する。
- (2) 自転車通学については
 - a 希望者は届を出し、防犯登録シールを貼付する。
 - b 自転車保険に加入する。
 - c 自転車使用者は常に交通ルールを守り、点検整備を行って安全運転に努める。
- (3) 普通自動車の免許取得については
 - a 自動車学校の入校許可は、原則として第3学年の2月の家庭学習期間に入ってからとする。
 - b 特殊事情のある生徒の入校許可は2学期中間考査以後とする。
 - c 特殊事情とは就職内定者で勤務に運転免許が必要であり、通勤が困難な場合をいう。
 - d 特殊事情のある生徒の入校許可は学校長が認め、地区の会議で協議して決める。
 - e 免許取得を希望する者は、別に定める手続きをし、承認を受ける。ただし、学業成績が不良であり、生徒心得に違反している場合には承認されないこともある。

4 学校施設の使用について

- (1) 関係職員の指導のもと、施設の整理整頓、美化に努め、施設等の管理を徹底する。
- (2) ガラス等施設を破損した場合は、破損届を提出する（実費弁償を原則とする）。

5 校外生活について

学業を最優先とするためアルバイトは原則として禁止するが、家庭事情や特殊事情を考慮した上で届け出により認める。長期休暇中は届け出により認める。

- (1) アルバイト届、就労届を提出する。
- (2) アルバイトの期間は長期休暇の1/2以内を目安とする。

6 校則改正の手続きについて

校則の改正に当たっては、生徒(生徒会)の意見を聞いた上で、学校に設置されている学校運営協議会(保護者・地域住民・学校関係者が参画する会)で協議を行って、決定・実施することとする。